

後発医薬品の薬価基準への収載頻度について（案）

1 現 状

- 後発医薬品の薬価基準への収載については、昭和62年5月25日中医協建議に基づき定期化され、平成6年度薬価改正以後はその頻度を年1回としている（平成5年11月24日中医協了解事項）。

2 後発医薬品の収載頻度の見直し（案）

- 平成18年度診療報酬改定の結果検証を行うために実施した「後発医薬品の使用状況調査」の結果によれば、「後発医薬品への変更可」欄に処方医の署名等がある処方せんは全体の17.1%であり、そのうち後発医薬品への変更がなされたものは5.7%であった。
この調査結果を踏まえ、次回診療報酬の改定に向けて、更なる使用促進を図るための方策を検討する必要があるが、速やかな対応が可能なものについては、直ちに措置を講ずることとする。
- 具体的には、新規後発医薬品をより速やかに医療現場に提供することにより後発医薬品の更なる使用促進を図るため、事務処理体制を踏まえて、平成19年度より後発医薬品の薬価基準への収載頻度を年2回とする。